

## 焼津市告示第34号

焼津遺産及び焼津記憶遺産の登録に関する要綱を次のように定める。

令和6年2月7日

焼津市長 中野 弘道

### 焼津遺産及び焼津記憶遺産の登録に関する要綱

#### (目的)

第1条 この要綱は、文化財等を焼津遺産及び焼津記憶遺産として登録し、市民等との協働によりその保存と活用を図ることにより、魅力ある郷土の創造及び発展に寄与することを目的とする。

#### (用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこころによる。

- (1) 市民等 市内に居住する個人又は市内で活動する個人若しくは団体をいう。
- (2) 文化財 焼津市文化財保護条例（昭和52年焼津市条例第15号。以下「条例」という。）第2条に規定する文化財をいう。
- (3) 文化財等 文化財及び文化財に準ずるものうち、地域に伝え残され、親しまれているものであって歴史上、芸術上、学術上若しくは鑑賞上価値のあるもの又は住民の生活の推移の理解に有用なもので保存及び活用の必要があるものをいう。
- (4) 指定文化財 焼津市指定文化財、県指定文化財等及び重要文化財等をいう。
- (5) 焼津市指定文化財 条例第5条第1項の規定により指定された焼津市指定文化財をいう。
- (6) 県指定文化財等 静岡県文化財保護条例（昭和36年静岡県条例第23号）の規定による指定を受けた文化財及びしづおか遺産として認定されたもので、本市の区域内にあるものをいう。
- (7) 重要文化財等 文化財保護法（昭和25年法律第214号）の規定による指定又は選定を受けた文化財で本市の区域内にあるものをいう。
- (8) 登録文化財 文化財保護法の規定により登録された文化財で本市の区域内にあるものをいう。
- (9) 焼津遺産 次に掲げる文化財等（焼津市指定文化財、県指定文化財等、重要文化財等及び登録文化財を除く。）で、市民等との協働によりその保存及び活用を図るべきものをいう。
  - ア 建造物、旧跡、記念碑、工芸品、考古資料その他の歴史的意義又は文化的意義を有する有形の文化財
  - イ 風俗慣習、伝承、芸能、伝統技術その他の無形の文化財
  - ウ 動物（その生息地又は繁殖地を含む。）、植物（その自生地を含む。）、地質鉱物、地形、自然現象
- (10) 焼津記憶遺産 手書き原稿、書籍、新聞、ポスター、地図、映画・フィルム、

写真、電磁的記録その他の滅失した文化財等に関連する有体物として、市民等との協働によりその保存及び活用を図るものという。

(登録基準)

第3条 焼津遺産又は焼津記憶遺産（以下「焼津遺産等」という。）の登録の対象となる文化財等は、次に掲げる要件のいずれにも該当すると市長が認めるものとする。

- (1) 郷土の特徴を象徴しているものであること。
- (2) 市民等によって保存及び活用されているものであって、第5条の規定による登録後も継続して保存され、地域の振興等に活用されるものであること。

(登録の申請)

第4条 焼津遺産等の登録の申請をしようとする個人及び団体（以下「申請者」という。）は、別に定める登録申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 申請者が登録を受けようとする文化財等の所有者でない場合は、当該登録を受けようとする文化財等の所有者又は文化財等が所在する団体と協議し、その推薦を受けた上で申請するものとする。この場合において申請者は、前項の登録申請書に当該推薦を受けたことを証する書類を添え市長に提出するものとする。

(登録)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、その内容を審査し、適当と認めるときは、焼津遺産等として登録するものとする。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、焼津遺産等として特に保存及び活用が必要と認められる文化財等（市民により保存及び活用のための振興策等が実践されていると認められるものに限る。）を登録することができる。

- 3 市長は、第1項又は前項の規定により焼津遺産等の登録をしようとするときは、あらかじめ登録をしようとする文化財等の所有者及び権原に基づく権利者（以下「所有者等」という。）の同意を得なければならない。ただし、所有者等が判明しないときは、この限りではない。

- 4 市長は、第1項及び第2項の規定による焼津遺産等の登録に当たっては、あらかじめ焼津市文化財保護審議会の意見を聴かなければならない。

(登録の通知)

第6条 市長は、焼津遺産等の登録を行ったときは、申請者に対してその旨通知するものとする。ただし、前条第2項の規定により焼津遺産等の登録を行ったときは、当該焼津遺産等について保存及び活用のための振興策等を実践すると市長が認める団体に対して通知するものとする。

- 2 前項の規定による申請者等への通知は、登録証（別記様式）の交付により行うものとする。

(公表)

第7条 登録された焼津遺産等は、市のホームページ等で広く市内外に周知するものとする。

(登録者の変更等の届出)

第8条 第6条第1項の規定により登録の通知を受けたもの(以下「登録者」という。)は、その氏名、名称又は住所を変更した場合は、速やかに市長にその旨届け出るものとする。

(登録の解除)

第9条 市長は、焼津遺産等が焼津遺産等として保存又は活用すべき価値を失った場合その他特別な理由があるときは、その登録を解除することができる。

2 前項の規定により登録の解除を行ったときは、その旨を登録者に通知するものとする。

3 登録者は、前項の規定により登録の解除の通知を受けたときは、速やかに、登録証を市長に返納しなければならない。

(保護のための協力要請等)

第10条 市長は、焼津遺産等が汚損し、損傷し、又は消失するおそれがある行為の主体に対し、焼津遺産等の保護に関する協力の要請に努めるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

(記号・番号)

登 錄 証

種別

名称

員数

(当該文化財等の特徴を示す簡単な事項)

焼津遺産及び焼津記憶遺産の登録に関する要綱に基づき焼津遺産・焼津記憶遺産に登録しました。

年 月 日

焼津市長

印